

Title	羅先生「矢彝考釋」補箋
Sub Title	
Author	西川, 寧(Nishikawa, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.1 (1930. 3) ,p.39- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300300-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300300-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 羅先生「矢彝考釋」補箋

この小論は昭和四年十月「支那學」（五卷三號）所載、羅振玉先生の「矢彝考釋」中、銘尾の鳥高冊三文に關する補箋として草する所である。



矢彝の銘文が

敢追明公。賞于父丁。用光父丁。

で終り、その末尾下方に行を改めて



の二文が刻されてゐる。此二文が銘文の續きとし

て銘の文義に關係して居ない事は明である。羅先生はその考釋に於て之を未詳とし、又「蓋文末有鳥形字、下有冊字、器文末則兩冊字平列、中夾鳥形字、音義亦不可曉也。」といつてゐる。

しかし他の銘文にもこの種の例は渺くない。或はかうした文義に無關係の或文字又は形象を刻する事が殆んど呪符に近い意味を持つて居たのではないかといふ想像からこの小論は出發する。私は便宜上、鳥形と、その下の鬲形と、冊との三文についていくつかの例を考へて見る。

## ○

鳥は漢代の畫象石などにも意外に澤山活躍してゐる。古き祭器銘中にも其例は多いのである。かりに阮元の「積古齋鐘鼎彝器款識」及び羅先生編「殷文存」に例をとれば

## 1、鳥形のみの銘

殷・下・2丁・爵

2、父乙・祖甲等の祖神名に冠せられてゐるもの

殷・上・22・尊、同・上・29・卣二、

同・上・9・鬲、同・下・8鰈、(鳥は鬲形の上に立つてゐる。即ち矢彝の例と全く同じものである、25頁参照)

同・下・16・爵二、同・下・35・豆、

3、矢簇と祖神名とを伴ひ、亞字形に圍まれたもの

積・I・23・彝

積・II・21・彝(鳥が臺にのる。阮元は之を尊の臺たる舟と解してゐる。)

4、完結せる文章の首にあるもの

殷・上・18・彝(一鳥)

積・I・27・彝(以下三例は双鳥)

積・II・7・爵

殷・下・17・爵

双鳥の意味は阮元にも説があるが、今は略しておく。

5、文章の間に狹まるもの

殷・上・39・卣、積・V・25等

其他以上の訛形と考へられるものはまだ他にある。

こゝで二つの問題がある。是等の象形が原始的な寫實觀に出發して裝飾的に修飾され誇張されてゆき、文字としての概念化をうけにくい事、第二は之が文章の一部でなく、或意味内容を持つ符號、即ち後に

とくべき厭勝としての矢簇など、共に神聖な呪符であるらしい事である。

古來この鳥形を或者については爵形とし、或場合には雞形と解してゐる。右の例でも、器が既に爵である場合(殷・下・2又16等々)などは、別に爵に爵の象形を銘した例(積・II・3)もあるから、理由があるといへる。阮元にも彝に刻された鳥形を爵とする説がある。(積・I・23・彝)しかし何鳥かを決定せんとするが故に其意義は却つて難解になつてくる。その上、以上の例によれば、鳥形は必しも爵のみならず、尊・卣・鬲・觶・豆・盃等にも鏤刻されてゐる。又爵に爵形を、尊に尊形を(積・I・15)鬲に鬲形を(積II・20)銘記したものもあるが、別に爵に虜形を(積・II・7)尊に爵形を(筠清館金文・I・3)或は又尊・壺・卣・觶等に鬲形を刻したもの(殷文存七例)もあつて、銘と器との間に一致する關係は必しもないものである。(阮元が爵に虜を畫けるは即ち獻爵だとする如きは當らない。)たゞここで考へて見るべきは祭器たる爵が雀形に象つて作られたといふ事である。説文は爵字の原義として、

爵、禮器也、岳象雀之形、中有鬯酒、又持之也、所以飲器象雀者、取其鳴節節足足也、

と説く。例へば住友氏收藏銅器中にも兩腹に二羽づゝ三段に鳥を配列した卣や、壺の兩柱を鳥形にしたものなどがあり、又鳥形と饕餮紋とを混合したやうなものもある。この場合祭器が屢々饕餮形に象られ、又一般に饕餮紋・雷紋等で飾られてゐる事を考へねばならない。左傳や神異經等に貪食の怪物と傳へる所の饕餮を神聖な祭器の裝飾とし、或は又祭器全體を其形に模した理由は、舊來の説明のやうに貪欲

に對する鑑戒ではない。鳥を裝飾とし、又は鳥雀形に爵を造つた理由も說文どく所の「其鳴の節節足足たるにとつた」のではない。

かの商頌玄鳥篇に歌はれる玄鳥は即ち神聖鳥乃至神である事をまず想起すべきである。詩經註解家の所謂比・興の體に於て、最も重要な部分として現はれる色々の鳥や動植物も、月令に見ゆるそれ等と同じく、もとは古き農耕民族にとつて、生活の指導者としての役目をはたした、親愛し尊敬すべき神聖な動物即ち神であつたらしい。

禮記中の月令が後學の整理と修飾とを受けてゐることでもこの信仰の根據が古いものである事は否めない。

最も古くはそれ等の動物は精靈或は魔それ自身であり、例へば九州の怪物を鼎に刻むといふ傳説もこの記憶を傳へるのであらう。土地山川の諸神が種族祖神の更に優越なる威力の下に屈服して後も、宗廟の祭器にむくつけき姿を守り神の如く傳へてゐる一面の理由である。更に他面異形の呪力によつて祭祀の時神人交渉の場面を亂すかもしれない魔を祓ふ——邪視を祓ふといふ信仰があつたのかもしれない。荊楚歲事記載する所の「正月畫雞を戸上に張る」といふ事は、神荼鬱壘や桃板の信仰と同じものである。春官鷄人にいふ鷄の牲、雜記にいふ饗廟に鷄を用ふる事等によつても、他の動物と同様に鳥の魔力による厭勝の信仰を知り得やう。之も亦祭器に鳥形を刻した理由の一つではあるまいか。かくて刻意象形し、修飾して一般文字の構成意識が可なり進んだ後世にまで持ち傳へる情感を想像し得るかと思ふ。

この一文で特に注意すべき點は右の例中、殷文存・下・8の鱗銘及び積古齋・II・21の盃の銘に於ける鳥が臺にのつた形である。今は話をすゝめ且徹底させる便宜上、祭器銘中の鳥以外の呪符を、もう少し拾つて見る。

### 1、武器を畫いたもの

この類は極めて多く、尊に鉢形一つを畫いたもの(積・II・15)亞形中に弓を手にせる人を書き、亞形の下に戈形を添へたもの(積・I・19)或は亞形と弓、鳥と矢簇、旗と人等の類から、大きな亞形中に他の色々な呪符や祖神名等と共に旗旄を銘したものもある。舊來是等の武器を畫くは武功を旌はす意とし、前勳を重守する意とし、或は又偃武とし、田臘記念とし、其解はまちくである。戈形は恐らくかの十二章の斧も同様に、周官に方相氏が戈と盾とで難し、喪時には戈を以て墓穴の精靈を鎮めるといふ信仰である。弓矢の如きは左傳其他に散見する桃弧棘矢の除祓の習俗などと共に、之も亦武器の兜力による厭勝の意であらう。

### 2、蚪龍を畫けるもの

積・II・24 戈、VIII・23 豊等

### 3、虎を畫くもの

積・I・3・鼎(亞形中虎形・父丁)

積・I・32・卣(六字の上に冠してある)

郊特性に田畝の精靈として虎以下色々の動物が出て來るのを考へて見たい。

因に郊特性に迎貓爲其食田鼠也、迎虎爲其食田豕也といふ猫・虎は田の害獸たる鼠豕を食むものではあるが、更に古くは猫虎自身が田の精靈であつたらう。後文に大羅氏が鹿と女とをつれて來て鑑戒を述べるといふ。大羅氏は實は農神でありこの鹿ももと精靈であつた。かう解して詩の野有死麌篇も解釋の見當がつく。

### 4、兜乃至犧牲獸を見るべきもの

積・II・3・犧爵、筠清館金文 I・13・鼎、

筠・I・20 及 23 の鱗

IV・18・鼎、積・I・鼎等々

第一を除いて、他は皆祖名が添へてある。ことに第四の場合は右行に子作父戊彝とかき、左行に獸形・山形・刀形が畫いてある。

### 5、羊の例

羅先生「矢彝考釋」補箋(西川)

筠・II・41・卣(六字の首に冠す)

筠・II・12・彝(重屋形・羊形)

漢代の畫豫石に屢々羊頭を刻んだ心持と同じであらう。

6、象の例

尊(象の形・祖辛の三文を刻す。今出所を失す。)

7、馬の例

積・II・25・匁兵、等々

8、魚の例

筠・J・10・爵、V・1・彝、等

之は共に祖名を伴つてゐる。詩に多くの魚が現れる事を考へる。

9、龜の例

積・II・9・壺等、

所謂寶龜である。

10、虫と覺しいもの

積・II・3 亞舟爵(亞形・虫?臺)

筠・I・22・禪(器形?虫?父丙)

爵の例では阮元が之を兜の形とし、下の臺を舟(尊に敷く臺)としてゐるのはうがち過ぎてゐよう。

## 11、植物の例

a・庚字を畫くもの

積・II・12・禪、II・16・角、

説文いふ所の「秋時萬物庚々として實る」象形である。角の場合は庚の下に鬲形と覺しい臺が接屬し、下に冊字がある。阮元が之を庚丙の二文と解し、「祭器を統紀するの數」としたのは非であらう。即ち神物・鬲形・冊三文の結合は矢彝と同し意旨である。(25頁参照)

b・禾形を畫くもの

積・I・9・鼎(亞形中、阜字と倒禾形)

筠・II・2・鼎(双禾並列、父乙)

重屋の頂に禾形が接屬して立つてゐるもの(出所今失)

即ち頃・思文に「貽我來牟。帝命率育。」といひ、少牢饋食の蝦辭に「宜稼を田に受けしむ」といふ信仰である。

c・藻と覺しいもの

積・II・盤、(跪女形?)と張弓形とに狹まれてゐる。阮元は之を藻としてゐる  
もし之を藻及び跪女とすれば、詩に所謂蘋・蘩・荇菜の意であらう。

12、山形

積・I・16・尊、(山形・父壬)筠・I・23・鰯、(19頁に出づ)

山岳崇拜の例は極めて多い。

13、足跡形

a・亞形中に足跡形が一つあるもの、

薛氏款識・IV・罍、

b・鬲形の下にあるもの、

殷・上・27又28・卣、

c・主字と足跡形と相對し、之に亞形や祖名の添へられたもの、

薛・II・彝、殷・上・3・鼎、

同上・19・爵、

d・其他の類

積・II・18・敦(亞形中龜甲・兩足・口? 亞形外祖名)

積・I・25・匂兵(亞形中弓・旂・人・足跡)

薛・卣(方形の四周に足形四個・下に父癸)其他

殷・上・20・尊(二足形・街陌?)其他

以下訛形は極めて多い。

e・文章の首にある例

積・II・9・爵、一薛・III・卣。

殷・上・5・鼎、

f・文章の尾にある例

殷・上・22・尊、積・VII・20・鬲、

罍(今出所を失す、銘尾に跪人形・主字・足跡形・口形? を接配す。)

積・V・25・彝(銘尾に口形? 兩足跡形を畫く)

大雅・生民にいふ所の姜源が「帝の武敏を履む」で后稷を生むといふ感生傳説は色々な姿で傳へられ、或は又華山に河神の足跡が存するといひ、或は難産の際、鐘馗の畫像の左脚を焼いてのむといふ民間の信仰にも傳へられる。既に右の銘文だけで見てすら、鳥の場合と同じやうに神

符である事は信ぜられやう。

この足跡が殊に口字形の附屬する點から、折口信夫先生は之に鎮魂の意なきやといふ尊い暗示を與へて下さつた。さもかくも足跡の信仰が「各」字發生の根據であり、各の原義は說文解くが如く異詞の義でなく、格至の意であり、從つて詩經に重要な地位を占める「客」が、もとは微子にもあらず、有德君子にもあらずして、來格神であらうといふ事が考へられる。殊に主字と相對してゐる如きは何を意味するものか。

#### 14、亞字形

前例の、鳥其他の動植物・足跡形・武器等が亞字形に圍まれてゐるもののが尠くない事は、その度に注意しておいた。この他に亞字が祖名のみを圍むものがある。亞字のみの下に弓をそへ動物をそへ、或は祖名をかいたものがある。又數字から成る銘文の首に冠したものがある。更に亞形の下に複雑な形を接屬せしめた意味不明のものも散見し、前人も之を吉祥語であらうと考へてゐる。又稀には長文の銘の輪廓として用ひた例もある。

舊來の説のやうに亞形が廟室の象形から出たらしい事はほど信じられやう。これも亦重要な神符として役立つた事は理解し易い。側面から見た重屋形を銘刻した(筠・I・4 及 8ノ両、II・12。彝等)のも同じ意であらう。

この他日字・申字、玄字等を神符とした例があるが今は略に從ふ。  
たまく符合する古典中の思想をそのまま持ち來つて説明せんとするは無意味であらう。それに單純

なる合理論と歸納によつて解明し得ないのが人間精神發展の跡である。たゞ色々と相通する要素に目をつけて整理して見ると、思ひもかけぬ背後の流れを發見し得る事がある。繁を厭はずかいて見た以上の例で、呪符の意匠はほど理解し得ると思ふ。



今この問題に一番關係の深い鳥や獸や植物が臺にのつた例を、もう一度考へる。

殷・下・8・禩(鳥・高・父己)



積・II・21・盃(亞形中・鳥・臺・簇・父丁)



積・II・16・角(庚・鬲・冊)



積・II・3・亞舟爵(亞・虫?臺)

積・II・3・犧爵(兕?臺)

既に觸れておいたやうに之等の臺の形をしたものについては從來色々の解釋が行はれてゐる。さりながら冊と臺との合文が典字であるやうに之も亦恐らくは神聖なる動物をあがめた姿であらう。殊に第一及第三によつて矢彝銘末尾の文義は明であると思ふ。しかも又鬲形を見るべきものだけを神符として鏤刻した例がまだ別にあるのである。

### 1、鬲形のみの例

殷・上・20・壺、同上貢の尊、

積・II・19・甗、

尊及び甗の場合は左右に火がもえてゐる。この類は以下あぐるものにも二三はある。

### 2、鬲形に足跡形をそへたもの

殷・上・27 及 28・卣二、

### 3、祖神名を添へたもの

殷・上・32・卣、筠・I・7・卣、

殷・下・15・尊、殷・下・29・觯、

積・II・20・鬲、

#### 4、文末にもく例

##### 鐘鼎款識原器拓片第一・26・(四行銘の末)

祭器形だけを銘刻した例及び銘と器とが必ずしも一致しない事は前にも述べた。又似たような形が互に影響し合つて訛形を生んでゆく事は字形發展の上の通則である。神鳥をのせるべき臺と呪符としての鬲とが混じて扱はれてゐるのに不思議はない。



冊字が簡冊の象形から出でる事は今更呶々を要しまい。矢彝に作冊といひ、別に命冊といひ、或は長文の銘中に屢々見る冊命の字も亦皆詔の冊に關してゐる。阮元は冊々父乙鼎の釋文(積・I・3)に於て、「……下作兩冊者紀君命也、在禮有爵祿者、始作祭器、而爵祿之賜、必受冊命、故周器銘、往々有王呼史冊命某々等語、商人尙質、但書冊字而已」といふ。冊に識す君命とは、もとは即ち神命であつた

##### 1、冊一字を銘せるもの

##### 積・I・30・卣

羅先生「矢彝考釋」補箋(西川)

2、祖神名のみを配するもの

積・I・3・鼎、II・13・蟬、  
V・5・卣等

3、他の神符と結んだもの

積・II・16・角(庚・鬲・冊(25頁参照))

積・I・27・彝(矢簇・冊・冊・父乙)等々

4、文首にある例

積・I・19・尊(文の上端に冊と戈とが並行する)

5、文末にある例

積・VI・1・鼎(二行の末)

積・I・12・庚午父乙鼎(四行の末に二冊あり)

冊字だけについて見れば之も亦神符である。ことに3の神物・鬲・冊三文の結合は今の場合最も重要である。

祭器銘文は神符・祖神名を始めとして、完全な長文を刻んだものに至るまで多様であるが、要は徳業や戰功の追頌、及び祝禱の意以外でない。文章の規模の大きなものには王が祖廟を祀り、朝廷に立ち、臣に命じ、臣は某々の功業を成就して王から貝玉を賜はり、以て祭器を作つて己が祖靈に告げる。そして多福眉壽無疆といつた風な豫祝の嘏辭が添へられてゐるのである。殊に以勾眉壽とか眉壽無疆といふ類の祝禱辭は屢々散見し、更に子々孫々永寶用といふ語は最も多く見る慣用句である。

### 例へば

丕顯文王。受天有大命。（孟鼎）

など、先德を諷誦するが如き句法は、詩の大雅などに屢見する帝命・先德・周流譚・土地の由緒・農業經營譚・征伐譚等の叙述と同じ感動を以てしてゐる。春官太宗伯條下に瞽矇が諷誦したといふ世奠系とは即ちこの類であつた。祝禱の嘏辭に至つては詩經中に見ゆる例を擧ぐるに勝へないであらう。王が中廷に立つて臣に命じ、或は貝幾朋を錫ふといふ條は尙書記載の情景と一致し、王と臣との關係は即ち神と王との交渉に他ならない。

周詩中の叙事部分で最も根本的なものは來格神自身の自叙としての「世奠系」系統のものと、神の豫祝としての嘏辭系統の部分である。然らば祭器銘文の原形も亦詩經の或部分（乃至詩經全體）と同じく、もとは來格神が人間に與へた神言であらう。神言の傳承は巫祝職の諷誦となり、之はやがて最も原始的

な歴史であつた。神言が記載される形は玉圭に於てし、碑碣に於てしたのであらうが、祭器が饕餮や鳥形に象られる原義を想像すれば、或は之も亦古くは同じ用に立つたのかと考へられる。

祭器の形態・文字一として原始信仰を離れて理解し得ない。或文字乃至象形が單獨に祭器に對する咒符として、又神聖なる祝禱文、頌德文に對する咒符を兼ねて鏤刻された事は考へ易いであらう。既に屢々 舉げた中にも祖名に冠せるものを始めとして、完結せる文章の首に或は尾に神符をつけた例はいくつかあつた。矢彝銘尾に殊に行を改めて刻りつけた鳥・鬲・冊三文も亦文義に關しない神符であると見るべきであらう。

足跡形  條下にあげた田彝(積・V・25)銘尾の口形・兩足形の如き、阮元は兩手奉器所以承祭也と云々 羅氏は其著「殷商ト貞文字考」中に

又有金文中不可識之字、如……田彝之  (ト辭作  小異) 云々

といふ。(高田竹山氏之を韋字と解す、最も非。)この場合かりに口形を祭器の省文としても、同條下にひいた罍の銘尾と共に、單なる神符であらう。前引の

積・工・12・庚午父乙鼎(四行末の二冊)

同・同・同・宥作父辛鼎(二行末の亞中弓矢符)

原器・29・(鬲の條第四にあげたもの、四行末の鬲形)

筠・III・37・敦蓋(四行末の鼎形)

等も是と同じ章法である。

——庚午莫春錄——

引例は充分搜羅の餘裕がなかつたので、手元の款識によつて氣付いたまゝに据撫したのみである。薛氏・博古・考古等も參照したが、形態の正確を期して、第一の徵證としては成るべくとらないやうにした。

西川寧